

別記様式 5 号の 1

指定地域から日本に犬・猫を 輸入するための手引書 (最終更新 2017 年 4 月)

農林水産省 動物検疫所

【指定地域とは】

日本の農林水産大臣が指定する狂犬病の清浄国・地域である、

アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

※狂犬病の発生状況や検疫制度の改正等により変更となる場合があります。

この手引書には、犬・猫を**指定地域**から輸入するための条件や必要な手続きが掲載されています。

日本へ犬・猫を輸入する方は、この手引書を参考に準備を進めてください。

不明な点は、動物検疫所にお問い合わせください。

目次

A	はじめに	3
	輸入者の責務	3
	この手引き書の対象	3
B	輸入検疫手続き	4
	輸入手続きの流れ	4
	手順1 マイクロチップの埋め込み（個体識別）	5
	手順2 在住に関する規定	6
	手順3 事前届出	7
	1. 届出書の提出	7
	2. 届出受理書	8
	3. 変更届出書	8
	手順4 出国前の臨床検査（輸出前検査）	9
	手順5 輸出国政府機関発行の証明書の取得	10
	1. 輸出国政府機関が発行する証明書に記載が必要な事項	10
	2. 証明書の事前確認	11
	手順6 輸送に関する規定	12
	手順7 日本到着後の輸入検査	13
	1. 到着時検査	13
	2. 係留施設での係留検査	15
	[参考1] 輸送に関する留意点	17
	1. 輸入可能な空海港	17
	2. 動物の健康状態に関する留意点	17
	3. 輸送ケージに関する留意点	18
	4. 輸送形態	18
	[参考2] 推奨する処置（予防注射、寄生虫の駆除）	19
	1. 予防注射（混合ワクチン）の接種	19
	2. 外部・内部寄生虫の駆除	19
C	主要空海港を管轄する動物検疫所一覧（問い合わせ先）	20
D	日本輸入後の管理	21

A はじめに

日本に輸入される犬・猫は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法（犬のみ）に基づく輸入検疫を受けなければなりません。

条件を満たして日本に到着した犬・猫の係留期間（輸入検査にかかる期間）は、12時間以内です（検査で問題がない場合、通常は数時間で終了します）。

条件を満たしていない犬・猫は、動物検疫所の係留施設で係留検査（最長180日間）を受けることになります。また、検査の結果、輸入が認められないことがあります。

輸入者の責務

「輸入者（犬・猫を連れてくる人）」は、自身の責任と費用負担において、以下の各事項を行う必要があります。これらのことを了承した上で、犬・猫を輸入してください。

- ◆ 輸出国（出発する国）で行う検査・処置
- ◆ 事前届出
- ◆ 証明書等の必要書類の取得
- ◆ 輸送の手続き
- ◆ 日本到着後の輸入検査申請
- ◆ 係留施設で係留検査を受ける場合に要する事項と諸費用
- ◆ 輸入できない場合の返送・致死処分
- ◆ その他、家畜防疫官が必要と認めて指示する事項

この手引き書の対象

指定地域から輸入される以下の動物種と、これらの1代雑種が対象^{※1}です。

動物種	科	属	種	学名 ^{※2}
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>

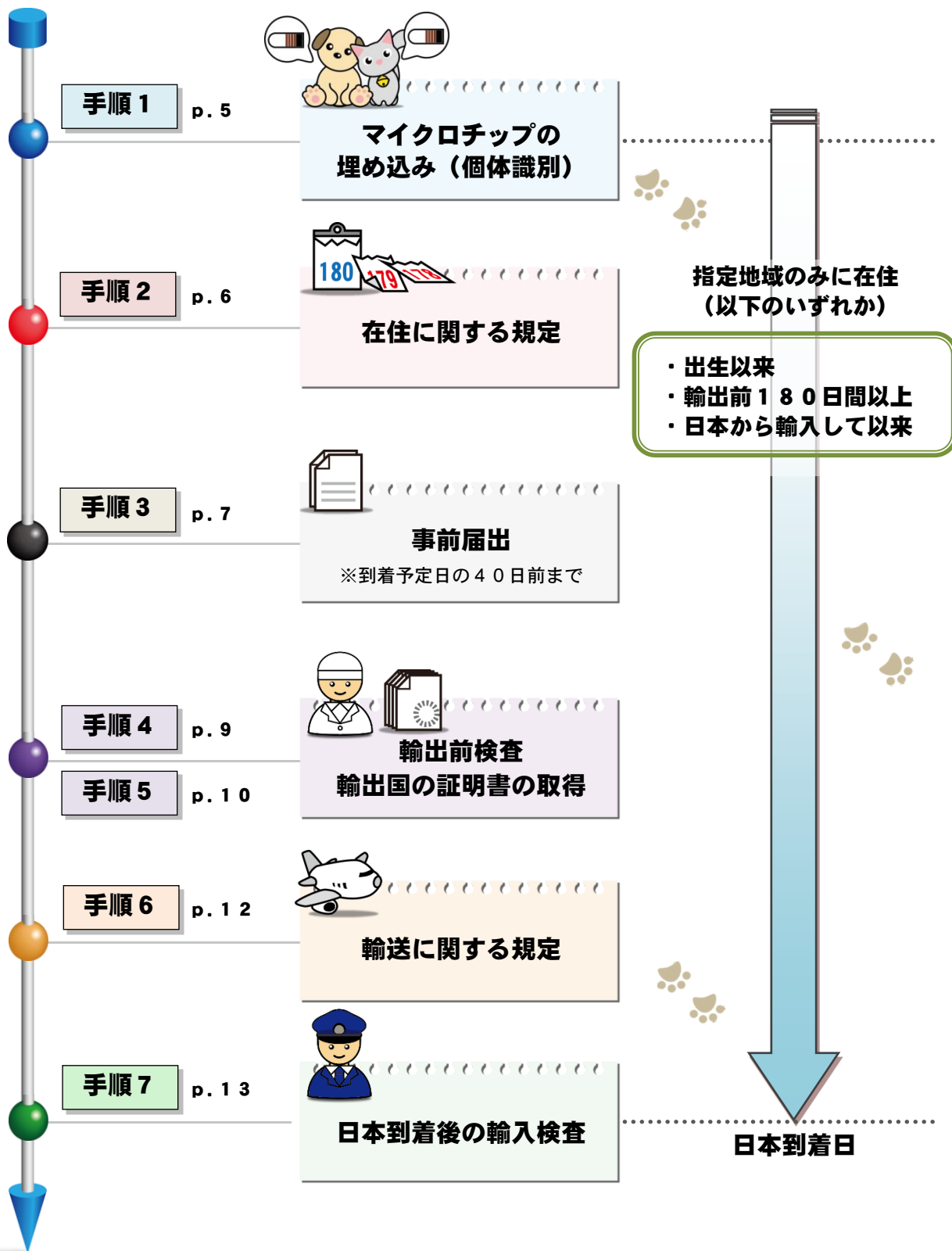
※1 1代雑種…その種と他種とを掛け合わせた1代目の交雑種のこと

例：オオカミ犬〔イエイヌ×オオカミ〕、サバンナキャット〔イエネコ×サーバル〕

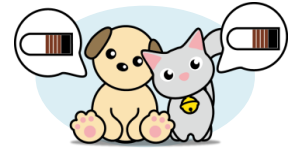
※2 出典 世界哺乳類和名辞典（平凡社、1998年）

B 輸入検疫手続き

輸入手続きの流れ



手順1 マイクロチップの埋め込み（個体識別）



犬・猫の皮下に、マイクロチップを埋め込みます。

実施時期

事前届出【→手順3】までにマイクロチップを埋め込んでください。

※マイクロチップとは

個々に唯一の識別番号が記録されたチップです。注射器のような挿入器で皮下に埋め込み、専用の読み取り機（リーダー）で番号を読み取ることにより個体識別が可能です。

推奨するマイクロチップの規格

ISO規格のマイクロチップ（番号が数字のみで15桁のもの）
（ISO 11784 及び 11785、ISO：国際標準化機構）

注意事項

- ・ マイクロチップは動物病院で埋め込みができます。
- ・ 動物病院における検査・処置の都度、マイクロチップ番号が読み取り機（リーダー）で確実に読み取れることを確認してください。
- ・ 日本到着後の輸入検査【→手順7】でマイクロチップ番号が読み取れない場合や、マイクロチップ番号が輸出国政府機関発行の証明書【→手順5】と照合できない場合は、犬・猫は、輸入者の費用負担で180日間の係留検査【→手順7の2.】または返送・致死処分となります。
- ・ ISO規格以外のマイクロチップを装着している場合や、マイクロチップ以外の方法で個体識別を行っている場合は、到着予定空海港を管轄する動物検疫所【→p.20】にご相談ください。

手順2 在住に関する規定



次の「在住に関する規定」のいずれかに該当すること。

在住に関する規定

指定地域から輸入される犬・猫は、次の1から3のいずれかに該当しなければなりません。

1. **出生以来**、指定地域のみで飼養されていること。
2. **日本へ輸出される直前の180日間以上**、指定地域のみで飼養されていること。
3. **日本から輸出されて以来**、指定地域のみで飼養されていること。

1から3のいずれにも該当しない場合

1から3のいずれにも該当せず、指定地域で飼養されていた日数が180日未満の場合は、日本到着後、不足日数（180日から指定地域で飼養されていた日数を差し引いた日数）の間、動物検疫所の係留施設で係留検査【→手順7の2.】を受けることになります。

手順3 事前届出



犬・猫が日本に到着する日の40日前までに、到着予定空海港を管轄する動物検疫所に事前届出をします。

1. 届出書の提出

犬・猫が日本に到着する日の**40日前**までに、到着予定空海港を管轄する動物検疫所 [→p.20] に、「届出書」を郵送、FAX または電子メールで提出してください。

「届出書」は動物検疫所のウェブサイトから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-free.html>

- ◆ 犬：「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」
- ◆ 猫：「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」

輸入の届出は、NACCS（動物検疫関連業務）を利用してインターネットから行うこともできます。詳しくは動物検疫所のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/49.html>

※NACCS：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System（輸出入・港湾関連情報処理システム）

※「届出書」上の用語の解説

- ・ 生年月日（年齢）：生年月日が不明な場合は、日本到着時の満年齢を記入
- ・ 輸入の場所：到着予定の空海港名
- ・ 荷送人：海外から犬・猫を送り出す人（携帯品輸送の場合は、犬・猫を連れてくる人）
- ・ 荷受人：日本到着時に犬・猫を受け取る人
- ・ 標識年月日：マイクロチップの埋め込み日
- ・ 輸送形態：携帯品または貨物 [→参考1の4.]
- ・ 仕向地：日本へ輸入した後に犬・猫を飼養する場所
- ・ 狂犬病予防接種：接種した狂犬病予防注射の情報
- ・ 有効期限：予防液（製品）の使用期限ではなく、犬・猫の体内で免疫が持続する期間（有効免疫期間）
- ・ 予防液の種類：狂犬病予防接種 → 不活化ワクチンまたは組換え型ワクチン
その他の予防接種 → 対象疾病の名称（ジステンパー、猫ウイルス性鼻気管炎など）
- ・ 採血日：狂犬病抗体検査のための採血を実施した年月日（検査日ではありません）

注意事項

- ・ **犬は輸入できる空海港が定められています。** [→参考1の1.]
- ・ 「届出書」に、連絡先を明記してください。
- ・ 原則として、日本に到着する日の40日前までに提出されない届出は受理されません。
- ・ 日本に到着する日の40日前までに到着空海港などが未定の場合は、予定の内容で記入した「届出書」を利用する可能性が高い空海港の動物検疫所に提出し、確定後に「変更届出書」 [→手順3の3.] を提出してください。

2. 届出受理書

「届出書」を受けた動物検疫所は、内容を確認し、届出者に「届出受理書」を交付します。

「届出受理書」は輸入検査 [→手順7] の際に必要です。また、輸出国での手続きや航空会社等の搭載手続きの際に提示を求められることがありますので、印刷して大切に保管してください。

注意事項

- ・ 状況により、輸入の時期・場所の変更を指示することがあります。
- ・ 「届出受理書」に記載されている予定係留期間は、日本到着後の輸入検査の結果、変更されることがあります。
- ・ 「届出受理番号」は、証明書の推奨様式 (Form A、Form B) [→手順5] の作成時や、問い合わせの際に必要です。

3. 変更届出書

提出した「届出書」の内容に変更または追加がある場合は、「変更届出書」に記入し、「届出書」を提出した動物検疫所に郵送、FAX または電子メールで提出してください。

変更内容が輸入検査に支障がない場合、動物検疫所から「届出受理書」が再交付されます。

- ・ 「変更届出書」は動物検疫所のウェブサイトから入手できます。
<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/pdf/modnotification.pdf>
- ・ 「変更届出書」は届出した到着予定日まで提出してください。

NACCS を利用して届出をした場合は、変更届出も NACCS で行います。

※変更届出をする前に、届出した動物検疫所にご連絡ください。

注意事項

- ・ 以下の変更は輸入検査に支障をきたすため、認められないことがあります。
 - ◆ 到着日を早めること
 - ◆ 輸入頭数を追加すること
 - ◆ 他の個体に変更すること
 - ◆ 到着予定日を過ぎてから輸入日程を変更すること

手順4 出国前の臨床検査（輸出前検査）



出国前に、獣医師による臨床検査（輸出前検査）を受けます。

実施時期

出国直前（できる限り搭載前48時間以内）に、民間獣医師または政府機関の獣医官による臨床検査を受けてください。

※輸出前検査の期日について

輸出前検査は、日本到着前の犬・猫の健康状態を診断する目的で行うものであり、可能な限り出発直前が望ましいですが、輸出国の状況により搭載前48時間以内の検査が困難な場合は、これより前でも受け入れる場合があります。詳しくは、到着予定空海港を管轄する動物検疫所 [→p.20] にご相談ください。

臨床検査の内容

- ・ 犬の場合
 - ◆ 狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていない又はかかっている疑いがないこと
- ・ 猫の場合
 - ◆ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと

手順5 輸出国政府機関発行の証明書の取得



輸出国政府機関が発行する証明書を取得します。

※輸出国政府機関とは

輸出国において動物検疫を管轄している政府機関（日本の動物検疫所に相当する機関）を指します。

1. 輸出国政府機関が発行する証明書に記載が必要な事項

(1) 犬・猫の生年月日または年齢

(2) マイクロチップについて [→手順1]

- マイクロチップ番号
- 埋め込み年月日

(3) 在住に関する規定について [→手順2]

(以下のいずれか)

- 出生以来、指定地域のみで飼養されていたこと
- 日本に輸出される直前の180日間以上、指定地域のみで飼養されていたこと
- 日本から輸出されて以来、指定地域のみで飼養されていたこと

(4) 輸出国における狂犬病の発生状況について

- 輸出国には、輸出前過去2年間狂犬病の発生がなかったこと

(5) 輸出前検査について [→手順4]

- 検査年月日
- 「狂犬病」及び「レプトスピラ症（犬のみ）」にかかっていない又はかかっている疑いがないこと

(6) 輸送ケージの封印（シール）番号について [→手順6]

(輸送ケージに封印をした場合)

- 封印（シール）番号

(7) 予防注射、寄生虫の駆除について [→参考2]

(実施している場合のみ記載)

- 対象疾病名または寄生虫名
- 接種年月日または処置（投薬）年月日
- 予防液（ワクチン）の種類（予防注射の場合）
- 有効免疫期間（予防注射の場合）

証明書の推奨様式 (Form A、Form B)

日本の輸入条件をもれなく記入できる証明書の推奨様式 (Form A、Form B) を使用することをお勧めします。

- ・ 推奨様式は、動物検疫所のウェブサイトから入手できます。
<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-index.html#suisyo>
- ・ Form A は飼い主が、Form B の B-1 は処置を行った民間獣医師、B-2 は輸出国政府機関の獣医官がそれぞれ必要事項を記載し、Form A 及び Form B に輸出国政府機関の裏書き証明 (endorsement) を取得します。

※裏書き証明 (endorsement) とは

輸出国政府機関による証明書の承認を指します。裏書き証明として、輸出国政府機関の獣医官の署名 (直筆)、公印、所属機関名、証明日が必要です。裏書き証明が完備していない場合、輸出国政府機関が発行した証明書とは認められません。

指定地域以外の国・地域を経由 (トランジット) する場合

「輸送ケージの封印 (封印番号を輸出国政府機関発行の証明書に記載)」または「輸送に関する追加証明書 (ANNEX) の取得」が必要です。 [→手順6]

注意事項

- ・ 証明書の作成には鉛筆や消せるペンを使用しないでください。
- ・ 誤記の訂正に修正液や修正テープ等を使用することは認められません。訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を記載し、訂正者のサインを記入してください。
- ・ 裏書き証明の取得後は、輸出国政府機関による訂正以外は認められないため、誤記の訂正は裏書き証明の取得前に行ってください。輸出国政府機関により訂正された場合は、再度、訂正箇所に裏書き証明を取得してください。

2. 証明書の事前確認

証明書の不備を防ぐため、事前に、証明書の内容確認を動物検疫所に依頼することを推奨します。

- ・ 必要事項を記入した証明書 (または下書き) を、FAX または電子メールで、届出を受理した動物検疫所に送信してください。
- ・ 裏書き証明取得後の証明書は訂正が困難な場合があるため、下書き段階での内容確認をお勧めします。

注意事項

- ・ 輸出国政府機関の裏書き証明を取得する際の手続きや必要な期間、発行場所などについては輸出国政府機関にご確認ください。
- ・ 取得した証明書に不備がある場合、最長180日間の係留検査 [→手順7の2.] または返送・致死処分となります。

手順6 輸送に関する規定



輸出国から日本まで直行便で犬・猫を輸送してください。

指定地域以外の国・地域を経由（トランジット）する場合は、「輸送ケージの封印（シール）」または「輸送に関する追加証明書（ANNEX）の取得」が必要です。

輸送に関する規定

輸出国（指定地域）から日本まで、直行便（船舶の場合は、日本に到着するまで他の港に寄港しない便）を利用して犬・猫を輸送してください。

指定地域以外の国・地域を経由（トランジット）する場合の規定

直行便を利用せず、指定地域以外の国・地域を経由して日本に到着する場合は、以下のいずれかが必要です。

1. 輸出国において輸送ケージに封印（シール）をする
輸送中に輸送ケージが開かないよう、封印をします。
鍵で開閉可能な錠は、封印として認められません。
搭載時に、封印が破損していないことを必ず確認してください。

※封印（シール）とは

輸出国政府機関の獣医官により、シールと呼ばれる封印器具で輸送ケージが封印されることを指します。シールに付されている番号が、輸出国政府機関発行の証明書[→手順5]に記載される必要があります。

2. 輸送に関する追加証明書（ANNEX）を取得する

輸送中、犬・猫が他の動物と接触しないように扱い（輸送ケージから出さないでください）、これを証明する追加証明書（ANNEX）を、経由地の動物検疫機関や税関もしくは航空（船舶）会社や機長（船長）から取得してください。

追加証明書（ANNEX）について

- ・ 推奨様式は、動物検疫所のウェブサイトから取得できます。
<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-index.html#suisyo>
- ・ 確実に取得できるよう、取得手続きを事前に経由地の関係機関にご確認ください。
- ・ 輸出国政府機関発行の証明書（推奨様式 Form A 及び Form B [→手順5]）と一緒に、日本到着時に動物検疫所へ提出してください。

注意事項

- ・ 日本到着時に封印が破損・開封されていた場合、封印番号が輸出国政府機関発行の証明書と照合できない場合、または追加証明書（ANNEX）が完備していない場合は、動物検疫所の係留施設で180日間の係留検査[→手順7の2.]を受けることになります。

手順7 日本到着後の輸入検査



犬・猫は、日本到着後、遅滞なく到着空海港の動物検疫所で輸入検査を受けなければなりません。

到着時検査の結果、日本の輸入条件を満たしていない場合は、最長180日間の係留検査または返送・致死処分となります。

輸入検査

輸入検査には、「1. 到着時検査」と「2. 係留施設での係留検査」があります。
到着後、動物検疫所に輸入検査申請を行ってください。

1. 到着時検査

到着時検査で問題がない場合、輸入検疫証明書が交付され、輸入が認められます。

検査申請場所

- ◆ 携帯品（受託手荷物）輸送 [→参考1の4.] の場合
税関の検査を受ける前に、犬・猫を連れて、手荷物受取場内の動物検疫所カウンターにお越しください。
- ◆ 貨物輸送 [→参考1の4.] の場合
貨物地区で必要書類を受け取った後、動物検疫所の事務所にお越しください。

申請者

検査申請手続きは、「輸入者」または「輸入者から委託を受けた代理人」が行ってください。

必要な書類

- 輸入検査申請書
- 委任状（代理人が手続きをする場合 ※通関代理店が代理人となる場合は不要）
- 届出受理書 [→手順3の2.]
- 輸出国政府機関が発行する証明書 [→手順5]
- 輸送に関する追加証明書（ANNEX） [→手順6]
※指定地域以外の国・地域を経由し、封印（シール）をしない場合。
- （貨物輸送の場合）航空運送状（航空貨物の場合）：AWB（Air Way Bill）の写し
船荷証券（船舶貨物の場合）：B/L（Bill of Lading）の写し
- その他、動物検疫所が指示する書類

輸入検査

以下について確認します。

- ◆ 犬・猫の健康状態に異常がないこと（対象疾病：「狂犬病」「レプトスピラ症（犬のみ）」）
- ◆ 個体識別番号が各証明書と一致していること（マイクロチップ番号を読み取ります）
- ◆ 証明書が輸出国政府機関発行である、または輸出国政府機関の裏書き証明があること
- ◆ 輸出国政府機関発行の証明書の記載内容が、日本の輸入条件を満たしていること
- ◆ 指定地域以外の国・地域を経由した場合は、以下のいずれか
 1. 封印（シール）が破損・開封されておらず、封印番号が輸出国政府機関発行の証明書と照合できること
 2. 輸送に関する追加証明書（ANNEX）が完備していること

検査にかかる時間

証明書の内容や犬・猫の健康状態に問題がなく、日本の輸入条件を満たしている場合、検査のための係留期間は12時間以内です（通常は数時間で終了します）。

乗り継ぎなどを予定している方は、あらかじめ動物検疫所にご相談ください。

到着時検査で問題があった場合

到着時検査で問題があった場合、係留施設での係留検査〔→手順7の2.〕を受けることとなります。また、検査の結果、輸入が認められないことがあります。

係留施設での係留検査を受けずに返送または致死処分を希望する場合、これらは動物検疫所の指示のもと実施されますが、手続きについては輸入者自身の責任と費用負担において行います。また、返送する場合は、返送先の受入条件を、相手国の検疫当局や在日大使館等にご確認ください。

2. 係留施設での係留検査

輸入条件を満たさない場合、動物検疫所の係留施設で最長180日間の係留検査を行います。係留期間を満了し、犬・猫の健康状態に異常がない場合は、輸入検疫証明書が交付され、輸入が認められます。

係留検査場所

係留検査は、到着空海港にある動物検疫所の係留施設で行います。

【係留施設が設置されている動物検疫所】

- ◆ 空港：北海道出張所（胆振分室）、成田支所、羽田空港支所、中部空港支所、関西空港支所、福岡空港出張所、鹿児島空港出張所
- ◆ 海港：横浜本所、神戸支所、大阪出張所、門司支所、沖縄支所

係留検査の内容

係留検査は、主に臨床観察で「狂犬病」及び「レプトスピラ症（犬のみ）」の兆候の有無について確認し、必要に応じて精密検査を行います。

係留検査にかかる費用

動物検疫所が行う検査以外の費用は、輸入者の負担です。

- ・ 到着空海港から係留施設までの輸送費（輸入者による輸送は認められていません）
- ・ 係留検査中の飼養管理費（餌、使用房の清掃消毒等にかかる費用）
- ・ 係留施設の光熱水道費
- ・ 獣医師の往診費（依頼した場合）
- ・ 係留中に返送または致死処分する場合に要する費用
- ・ 係留施設の修理等、原状回復にかかる費用
- ・ その他の必要経費

係留検査中の飼養管理について

係留検査中の飼養管理は、輸入者の責任で行います。

- ・ 管理業者が常駐している係留施設では、飼養管理を管理業者に委託できます。
- ・ 管理業者が常駐していない係留施設の飼養管理については、係留施設が設置されている動物検疫所にお問い合わせください。

【管理業者に飼養管理を委託できる係留施設】

成田支所、羽田空港支所、横浜本所、中部空港支所、関西空港支所

係留検査中の面会

係留検査中、犬・猫への面会は可能ですが、面会時間や面会者に制限があります。詳細については、係留施設が設置されている動物検疫所にお問い合わせください。

係留検査の結果、問題があった場合

犬・猫に、「狂犬病」または「レプトスピラ症（犬のみ）」の兆候が認められた場合、係留期間の延長や精密検査を行うことがあります。

注意事項

- ・ 係留検査中は、輸出国に返送する場合を除き、いかなる事情があっても、係留施設から犬・猫を持ち出すことはできません。
- ・ 動物検疫所では治療行為を行いませんが、民間獣医師による診療（往診に限る）は可能です。係留検査中に体調を崩した場合に備え、あらかじめ往診可能な獣医師を確保することを推奨します。
- ・ 係留検査中の犬・猫の健康管理及び係留施設の衛生管理の観点から、予防注射（混合ワクチン）の接種及び寄生虫の駆除 [→参考2] を、事前に輸出国で実施してください。

【参考1】 輸送に関する留意点

以下の項目に留意して、犬・猫を輸送してください。

1. 輸入可能な空海港

犬は以下の空海港でのみ輸入が可能です。

猫については制限されていませんが、以下の空海港以外に到着を予定している場合は、事前に動物検疫所にお問い合わせください。

- ◆ 空港：新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港（羽田）、中部国際空港、関西国際空港、北九州空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港
- ◆ 海港：苫小牧港、京浜港、名古屋港、阪神港、関門港、博多港、鹿児島港、那覇港

注意事項

- ・ 動物検疫所の係留施設で係留検査 [→手順7の2.] を受ける犬・猫は、係留施設が設置されている空海港に到着してください。

2. 動物の健康状態に関する留意点

以下の犬・猫は輸送や係留検査に適しません。やむを得ず輸入する場合は、輸送や係留検査に耐えうるか、かかりつけの民間獣医師にご相談の上、輸入者の責任において輸入してください。

- ◆ 幼齢、老齢
- ◆ 妊娠中、授乳中
- ◆ 既往症がある、病弱、投薬治療中（寄生虫駆除薬は除く）
- ◆ 負傷している

3. 輸送ケージに関する留意点

輸送ケージは、犬・猫に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送できるものを選択してください。また、搭載可能な輸送ケージの大きさ・種類等については、利用する航空会社等にご確認ください。

4. 輸送形態

輸送形態には、「携帯品（受託手荷物）輸送」と「貨物輸送」の2種類があります。詳しくは利用する航空会社等にご確認ください。

◆ 携帯品（受託手荷物）輸送

客室持ち込みまたは貨物室に搭載して輸送します。

貨物室に搭載された場合は、手荷物受取場等で引き渡されます。

◆ 貨物輸送

航空（または船舶）貨物として輸送します。

航空貨物の場合は「航空運送状（AWB：Air Way Bill）」、船舶貨物の場合は「船荷証券（B/L：Bill of Lading）」が発行されます。

日本到着後、犬・猫は貨物地区の貨物上屋（保税蔵置場）に運ばれます。

動物検疫手続きの後、税関手続きを行います。

注意事項

- ・ 航空会社等によって、輸送可能な動物種や品種、取り扱い可能な時期など様々な規定を設けている場合があります。
詳細については、利用する航空会社等にご確認ください。

【参考2】推奨する処置（予防注射、寄生虫の駆除）

健康管理上、以下の処置を推奨します。

特に、日本到着後に係留施設で係留検査 [→手順7の2.] を受ける犬・猫については、健康管理及び係留施設の衛生管理の観点から、予防注射（混合ワクチン）の接種及び寄生虫の駆除を実施してください。

1. 予防注射（混合ワクチン）の接種

- ◆ 犬：ジステンパー、犬アデノウイルス（2型）感染症、犬パルボウイルス感染症 など
- ◆ 猫：猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症 など

注意事項

- ・ 幼齢の犬・猫に予防注射を接種する場合は、かかりつけの民間獣医師の指導の下、十分な免疫抗体を獲得できる時期と回数に留意して実施してください。

2. 外部・内部寄生虫の駆除

- ◆ 外部寄生虫：ノミ類・ダニ類
- ◆ 内部寄生虫：線虫類・条虫類

注意事項

- ・ 日本到着時に効果が持続しているように実施してください。

C 主要空海港を管轄する動物検疫所一覧（問い合わせ先）

所 名	輸入空海港	電 話	FAX	電子メール
北海道・東北支所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	aqs.spk@maff.go.jp
成田支所旅具検疫第1課 (第一ターミナルビル内)	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	aqs.nrtr1@maff.go.jp
成田支所旅具検疫第2課 (第二ターミナルビル内)	成田国際空港	0476-34-2342	0476-34-2338	aqs.nrtr2@maff.go.jp
成田支所貨物検査課	成田国際空港	0476-32-6655	0476-30-3012	aqs.nrtcargo@maff.go.jp
羽田空港支所 (貨物検査場)	東京国際空港 東京国際空港	03-5757-9752 03-5757-9755	03-5757-9758 03-5757-9760	aqs.hnd@maff.go.jp aqs.hndcargo@maff.go.jp
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5973	045-751-5951	aqs.yokdobutu@maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	aqs.nga@maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	aqs.ngo@maff.go.jp
関西空港支所検疫第1課 (貨物検査場)	関西国際空港 関西国際空港	072-455-1956 072-455-1958	072-455-1957 072-455-1959	aqs.kixk1@maff.go.jp aqs.kixcargo@maff.go.jp
神戸支所	阪神港(兵庫)	078-222-8990	078-222-8993	aqs.ukb@maff.go.jp
大阪出張所	阪神港(大阪)	06-6575-3466	06-6575-0977	aqs.osa@maff.go.jp
門司支所	関門港、 北九州空港	093-321-1116	093-332-5858	aqs.moj@maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	aqs.hkt@maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	aqs.fuk@maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港、 鹿児島港	0995-43-9061	0995-43-9066	aqs.kop@maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	aqs.nah@maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	aqs.nap@maff.go.jp

D 日本輸入後の管理

輸入後は、国内法規に従ってください。

1. 市町村への登録（犬のみ）

犬は、狂犬病予防法で、飼養場所の市町村へ登録することが義務づけられています。日本国内で犬の登録をしていない場合は、輸入後30日以内に、動物検疫所が発行した「犬の輸入検疫証明書」を飼養場所の市町村窓口へ持参し、登録手続きを行ってください。詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。

2. 狂犬病予防注射（犬のみ）

犬は、狂犬病予防法で、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。

[参考]「狂犬病に関するQ&Aについて」(厚生労働省ウェブサイト)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/07.html>

3. マイクロチップの登録（任意）

動物検疫所が交付した「輸入検疫証明書」のコピーで、日本国内におけるマイクロチップ番号（現在はISO規格のみ）の登録ができます。

マイクロチップ番号を登録すると、行方不明となった犬・猫が日本国内で発見された際、その飼い主を特定することが可能になります。詳しくは、AIPO（動物ID普及推進会議）にお問い合わせください。

◆ AIPO（動物ID普及推進会議）事務局：公益社団法人 日本獣医師会
電話：03-3475-1695 FAX：03-3475-1697

◆ マイクロチップの登録手順（動物情報ID登録の手順：日本獣医師会ウェブサイト）
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/microchip04.html>

[参考] マイクロチップを入れていますか？（環境省ウェブサイト）

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

注意事項

- ・ 輸入検疫証明書は、輸入した犬・猫を再び海外へ輸出する際に使用しますので、大切に保管してください。
- ・ 海外へ輸出する予定がある場合は、お早めに動物検疫所にご連絡ください。